

仕 様 書

1 件名

都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業

2 事業の目的

本事業は、都立公園のスポーツ施設において、甲が選定した乙が、キャッシュレス決済の導入及び収納等に係る事業を適切に実施することで、効率的で利便性の高い行政サービスを提供することを目的とする。

3 実施期間

協定書締結の日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までの支払手続完了分に係る立替払金の払込完了日まで（決済サービスの運用開始は令和 8 年 4 月 1 日から）

4 実施場所

別紙「キャッシュレス端末導入場所一覧」のとおり

5 乙の業務内容

(1) 初期導入業務

ア 都立公園のスポーツ施設（テニスコート、野球場、サッカー・ラグビー・ホッケー場、競技場及び弓道場）の使用料を収納する窓口キャッシュレス決済を実施するための端末（以下「キャッシュレス端末」という。）を設置する。導入場所は、別紙「キャッシュレス端末導入場所一覧」のとおり。なお、キャッシュレス端末の運用に当たっては、携帯電話回線によるインターネット接続を前提とする（小山田緑地については、既存の光回線による Wi-Fi 接続が利用可能）。ただし、採用する通信回線会社の web サイト等において、端末一式の設置場所が通信可能エリアに含まれていない場合は、通信回線の敷設に関する調整を行うこと。

イ 乙は、甲と調整の上で、本事業の運用開始までの審査、加盟店契約及び初期導入業務等に関するスケジュール案を甲に提示する。

ウ 乙は、キャッシュレス端末等の機器の基本操作等の手順を記載したマニュアルを提出し、機器等の操作について、甲及びスポーツ施設における窓口職員向けの研修を実施する。

エ 乙は、その他キャッシュレス決済の運用開始日までに必要となる手続、設定等を円滑に行う。

オ 乙は、キャッシュレス端末の初期導入業務を令和 8 年 3 月 20 日までに完了する。

(2) 収納業務

乙は、以下の要件を満たすキャッシュレス決済の収納業務を、甲に提供する。

ア 収納対象

都立公園スポーツ施設（テニスコート、野球場、サッカー・ラグビー・ホッケー場、競技場及び弓道場）の使用料

イ 収納取扱期間

令和 8 年 4 月 1 日利用分から令和 12 年 3 月 31 日利用分まで

ウ 取扱い可能なキャッシュレス決済のブランドについて

利用者の利便性を考慮し、国内のユーザー数が多く、広く一般的に流通する各種ブランドのキャッシュレス決済に対応可能であることとし、少なくとも以下に列挙するブランドを取り扱えることとする。

(ア) クレジットカード

- ・ VISA
- ・ MasterCard
- ・ JCB
- ・ UnionPay
- ・ American Express
- ・ Diners Club

(イ) 電子マネー

- ・ 交通系電子マネー
- ・ WAON
- ・ nanaco
- ・ 楽天 Edy

(ウ) QR コード

- ・ PayPay
- ・ 楽天 Pay
- ・ d 払い
- ・ auPAY

エ クレジットカードによる支払いの場合、支払方法は「1 回払い」のみとし、「ボーナス一括払い」や「二回払い」等は認めない。

オ 収納金の入金時期及び入金サイクル

乙は、甲の金銭出納員が開設する専用口座に、キャッシュレス決済の収納金を納付する。なお、甲の金銭出納員が開設する専用口座は 2 口座とし、月 1、2 回程度、一定期間の実績を取りまとめ、入金する。

(3) その他共通事項

ア サポート体制の整備

乙は、都立公園のスポーツ施設の営業日に、乙の有するキャッシュレス決済用システ

ムに関する甲及びスポーツ施設の窓口職員からの全般的な質問や事故・障害等に対応できるようサポート体制を整備する。

なお、乙が対応する時間帯については、甲乙協議の上決定する。

イ 管理画面サービスの提供

乙は、キャッシュレス決済履歴の参照や収納明細の確認等が可能な管理画面サービスを提供する。

なお、本管理画面サービスは、別紙「キャッシュレス端末導入場所一覧」の「公園名」「所管事務所」「指定管理公園グループ」ごとに、それぞれの職員が閲覧及び操作し、収納情報を確認することを想定している。

ウ キャッシュ決済の取消し

乙は、キャッシュレス端末の誤操作等により決済の取消を行う場合に、円滑な処理を行えるサービスを提供すること。

6 費用

(1) 初期導入費用

乙が様式3「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」に係る費用明細（以下「様式3」という。）により応募時に提出した金額とする。ただし、都の事情により口座数などの前提条件が変更された場合は、都と決済事業者の間で別途協議の上で金額を変更することとする。

なお、通信環境を確認の上、通信回線の敷設が必要となる場合は、施工に係る経費を本費用に含めることとする。

(2) 運用費用

1か月当たりの運用費用は、決済事業者が様式3により提出した手数料率等を基に、使用実績に応じて請求するとともに、明細を作成し、2口座への入金と併せて報告することとする。

7 支払方法

6（1）に関する費用については、初期導入業務が完了し、甲による履行確認後、乙の請求に基づき支払う。また、6（2）に関する費用については、毎月の甲の履行確認後、乙の請求に基づき支払う。ただし、甲乙の協議により、乙は立替払金から手数料等を差し引いた金額を甲の指定する口座へ入金し、甲は立替払金との相殺で手数料等を支払うことができる。

8 その他

(1) 乙は、本事業で入手した個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律に従い適切に管理するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報

保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 乙は、本仕様書上の業務の実施に当たっては、甲の定める条例及び規則並びに関係法令等を遵守することとする。

(3) 本仕様書上の業務の実施に当たり、旅費その他諸経費は乙の負担とするが、キャッシュレス端末導入場所内で本仕様書上の業務を行う際に発生する光熱費は免除する。

(4) 秘密の保持

甲及び乙は、本事業の実施に当たり、相手方の管理上、運営上、営業上及び技術上の情報であって秘密である旨を表示したものについては、各当事者が本事業の遂行上開示する必要があると判断した者以外の第三者に開示・漏えいしてはならず、当該情報が第三者に漏えいしたおそれがある場合には、直ちに相手方に申告し、損害の拡大防止につとめなければならない。

(5) 誓約書の遵守

乙は、本事業の実施期間中、本事業への応募時に東京都建設局長宛てに提出した「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業に係る誓約書」を遵守しなければならない。

(6) 本事業の中止

本事業開始前及び本事業実施中において、本事業の安全性、本事業の目的との親和性や有効性等に疑義が生じた場合及びその他本事業の実施に支障をきたす場合には、甲及び乙にて協議の上、本事業を停止又は中止することができる。

なお、本事業の停止又は中止の判断につき、甲に過失があり、本事業開始前に甲が本事業の停止又は中止を求める場合、乙は本事業開始に向けて自らが要した費用を甲に請求できるものとし、甲はこれを支払うものとする。

(7) 損害賠償及び損失補償

本事業に関連して、事故や苦情が発生した場合、乙は、甲に過失がある場合を除き、当該第三者との間で、受託者として責任を持って一次対応を行い、甲と調整の上、必要な交渉等を行うものとし、この場合において、乙は第三者に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負い、又は同範囲の損失を補償するものとする。

(8) 環境により良い自動車利用

乙は、本仕様書上の業務の実施に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守することとする。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であることとする。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であることとする。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提

示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出することとする。

(9) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

(別紙)

キャッシュレス端末導入場所一覧

	公園名	所管事務所	指定管理公園 グループ	導入窓口	設置 台数
1	大島小松川公園	東部公園緑地事務所	都市部の公園・ 東部グループ	サービスセンター	1
2	亀戸中央公園			サービスセンター	1
3	猿江恩賜公園			サービスセンター	1
4	東綾瀬公園			サービスセンター	1
5	芝公園	東部公園緑地事務所	都市部の公園・ 南部グループ	サービスセンター	1
6	祖師谷公園			サービスセンター	1
7	日比谷公園			サービスセンター	1
8	赤塚公園	東部公園緑地事務所	都市部の公園・ 北部グループ	サービスセンター	1
9	浮間公園			サービスセンター	1
10	大泉中央公園			サービスセンター	1
11	石神井公園			A地区 サービスセンター	1
				B地区 更衣棟	1
12	高井戸公園			サービスセンター	1
13	小山田緑地	西部公園緑地事務所	多摩丘陵グループ	サービスセンター	1
14	野川公園	西部公園緑地事務所	武蔵野の公園グループ	サービスセンター	1
15	武蔵野公園			サービスセンター	1
16	陵南公園	西部公園緑地事務所	多摩部の公園グループ	サービスセンター	1
17	砧公園	東部公園緑地事務所	防災公園グループ	サービスセンター	1
18	木場公園			サービスセンター	1

19	汐入公園	東部公園緑地事務所	防災公園グループ	サービスセンター	1
20	篠崎公園			A地区 サービスセンター	1
				B地区 鹿骨地区事務所	1
21	城北中央公園			サービスセンター	1
22	善福寺川緑地			サービスセンター	1
23	舎人公園			サービスセンター	2
24	東白鬚公園			サービスセンター	1
25	光が丘公園			サービスセンター	1
26	代々木公園			弓道場	1
27	和田堀公園			サービスセンター	1
		西部公園緑地事務所		第二競技場管理棟	1
28	小金井公園			スポーツ施設管理センター	2
				弓道場	1
29	秋留台公園			サービスセンター	1
30	東大和南公園			サービスセンター	1
31	府中の森公園			サービスセンター	1
32	武蔵野中央公園			サービスセンター	1
33	夢の島公園	東部公園緑地事務所	夢の島公園	管理事務所	1
34	上野恩賜公園	東部公園緑地事務所	—	管理所	1
35	井の頭恩賜公園	西部公園緑地事務所	—	スポーツ施設管理センター	1